

令和7年度献血推進方策にかかるプロポーザルの実施について（公示）

次のとおりプロポーザルの提出を招請します。

令和6年12月3日

日本赤十字社

血液事業本部長 紀野 修一

1 業務概要

- (1) 業務名 令和7年度献血推進方策
- (2) 業務目的 別途配付する業務委託仕様書のとおり
- (3) 業務内容 別途配付する業務委託仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和7年5月1日～令和8年4月30日（予定）

2 プロポーザル参加資格

- (1) プロポーザルに参加することができない者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次の各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは物品の製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
 - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (キ) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (2) 日本赤十字社本社の競争入札参加資格者の資格等級において「役務の提供等」の「301 広告・宣伝」でA等級以上の認定を受けていること。
- (3) プロポーザル参加表明書提出の日から特定の時までの期間に、「日本赤十字社指名停止等の措置基準」に基づき、日本赤十字社から、又は東京都内で行われた不正行為に基づき東京都若しくは国からの指名停止等の措置を受けていないこと。

なお、東京都及び国において同一の不正行為等によって指名停止期間が異なる場合は、そのうち早期に指名停止が終了する期間を対象とした上で、プロポーザル参加表明書提出の日から

特定の時までの期間に指名停止等の措置を受けていないこと。

- (4) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配している事業者又はこれに準ずるものとして、物品の販売等の調達契約からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 担当部局

所在地：〒105-8521 東京都港区芝大門一丁目1番3号

施設名：日本赤十字社

担当者：血液事業本部 経営企画部 財務課 用度係 五十嵐

T E L : 03-6848-8189

F A X : 03-3459-1560

4 プロポーザル説明書、作成要領等の配付期間、場所

- (1) 配付期間：令和6年12月3日（火）～令和6年12月9日（月）
土曜及び日曜を除く10時00分から16時30分まで
- (2) 配付場所：上記3に同じ

5 プロポーザル参加表明書等の提出

- (1) 本件プロポーザルに参加を希望する場合は、次に従い、プロポーザル参加表明書、競争入札参加資格の認定通知の写しを提出すること。
- ア 提出期限：令和6年12月10日（火）
土曜及び日曜を除く10時00分から16時30分まで
- イ 提出場所：上記3に同じ
- ウ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）又はFAXにより提出すること。ただし、FAXの場合は記名・押印がされた原本を後日、持参又は郵送すること。
- (2) 本件プロポーザルの参加希望者で、上記2（2）に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者もプロポーザルを提出できるが、参加表明書の提出期限までに一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出し、契約行為者から競争入札参加資格の認定を受けなければならない。申請書は日本赤十字社本社ホームページに掲載の「一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書について」を参照のこと。

6 プロポーザルの提出

- (1) 提出期限：令和7年1月24日（金）
土曜、日曜及び祝日、年末年始を除く10時00分から16時30分まで
- (2) 提出場所：上記3に同じ
- (3) 提出方法：持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。なお、郵送の場合は令和7年1月23日（木）必着とすること。

7 プレゼンテーションの日時及び場所等

- (1) 日 時：令和7年1月28日（火）
- (2) 場 所：〒105-0011 東京都港区芝公園一丁目2番1号
日本赤十字社 別館 2階大会議室
- (3) 留意事項：会場への入場は1業者につき3名以内とすること。
- (4) 発表時間：プレゼンテーション50分の後、質疑応答を15分程度実施する。（予定）

8 プロポーザルの特定及び審査方法

企画内容、業務に対する理解度、広報展開等を基準とするほか、業務実施体制の妥当性、業務実績等を基準とし、日本赤十字社の選定する評価者により総合的に審査し、委託業者を特定する。

9 その他

- (1) 手続において使用する言語、通貨 : 日本語、日本円。
- (2) 契約書作成の要否 : 要。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3に同じ。
- (4) 本件プロポーザルに参加する資格があると確認された者に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したときは、当該資格の確認を取り消すことがある。
- (5) 詳細はプロポーザル説明書による。